

令和4年7月27日

教育委員会定例会協議書

草津市教育委員会

協議事項

教育委員会事務の点検および評価の報告書（令和3年度）（案）について

**教育委員会事務の
点検および評価の報告書
【評価対象：令和3年度】**

(案)

**令和4年 月
草津市教育委員会**

< 目 次 >

I	点検・評価制度	(2)
1	趣 旨	
2	点検・評価の対象	
3	点検・評価の方法および評価指標	
4	外部評価委員会	
II	「草津市教育振興基本計画（第3期）」の基本理念と施策の基本方向	
		(4)
	施策体系図	(10)
	評価シートの見方	(11)
III	教育委員会事務の点検・評価（評価対象：令和2年度）	
1	「子どもの生きる力を育む」	
	基本項目1「豊かな心と健やかな体の育成」	(12)
	基本項目2「確かな学力の育成」	(15)
2	「学校の教育力を高める」	
	基本項目3「教職員の指導力の向上」	(17)
	基本項目4「学校経営の充実」	(18)
	基本項目5「教育環境の充実」	(20)
3	「社会全体で学びを進める」	
	基本項目6「家庭・地域での学びの充実」	(21)
	基本項目7「生涯学習・スポーツの充実」	(23)
4	「歴史と文化を守り育てる」	
	基本項目8「文化・芸術の振興」	(25)
	基本項目9「文化財の保存と活用」	(26)

I 点検・評価制度

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は、効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすために、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することが義務付けられており、本市においても、令和2年3月に策定した「草津市教育振興基本計画（第3期）」の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、計画の施策体系に沿った点検・評価を実施しました。

今年度の点検・評価にあたっては、基本項目ごとに設定した成果指標に対する実績値および過去の外部評価委員会等の意見に対する対応の状況を中心に、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の意見、助言等をいただきながら、点検・評価を実施しました。

【 参 考 】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する教育委員会の権限に属する事務および市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務を点検・評価の対象とし、「草津市教育振興基本計画（第3期）」において掲げられた4つの「施策の基本方向」に対して、それぞれ位置づけた9つの基本項目（34の基本施策を含む）について、点検・評価を実施しました。

3 点検・評価の方法および評価指標

「草津市教育振興基本計画（第3期）」に掲げた基本方向・基本項目に対してどのような成果が得られたのか確認することにより、計画の進捗状況を管理するため、34の基本施策における各事業の取組や成果を点検し、そのうえで9つの基本項目ごとに定められた成果指標の目標値への達成度により評価を行いました。

4 草津市教育委員会事務外部評価委員会

点検・評価の客観性・透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートに記載します。

今年度は、下記の方々に外部評価をお願いしました。

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員

敬称略

渡邊 暁彦 （滋賀大学教授）

塚本 和代 （元公立小学校長）

吉田 満知子 （公募市民）

Ⅱ 草津市教育振興基本計画（第3期）の基本理念と施策の基本方向

1. 基本理念

本市では、平成22（2010）年3月に「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を教育の基本理念と決めました。

この間、社会情勢の大きな変化に伴い、解決すべき課題が複雑化・多様化する中、施策の見直し・改善を続け、時代の先を行く教育の取組を進めてきました。

今後も、常に将来に目を向け、柔軟な発想と改革意識を持って取り組んでいく必要がありますが、本市教育が目指すべき姿と基本的な考え方は第3期においても変わるものではないと考え、基本理念は第1期、第2期を継承します。

基本理念

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、全国的に人口が減少する中においても人口増加を続けており、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来から街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を生かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接

した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気”と“うるおい”のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。

第3期計画では、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 社会全体で学びを進める」「4. 歴史と文化を守り育てる」の4つを掲げ、この基本方向に対して9つの基本項目を設定しました。

さらに基本項目ごとに、34の基本施策を定め、これらを体系的に取り組んでいきます。

基本方向1. 子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。

子どもが、変化が激しいこれからの社会を生きていくためには、自分も他人も大切にす
る心を育成するとともに、長い人生をたくましく生き抜くための健康な体づくりの基礎を
築いていくことや、確かな学力を身に付けることが必要です。また、子どもたち一人ひと
りが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って自らの人生を切り拓く
ことのできる生きる力を育むことを教育の基本と捉え、施策の基本方向の第一とします。

1. 豊かな心と健やかな体の育成

人格形成の基礎が培われるといわれる乳幼児期からの育ちや学びが、その後の教育へと
円滑につながるよう、子どもの発達段階や個々の状況に応じて、学校、家庭、地域、行政
が互いに連携・協力した取組を実施し、豊かな情操や自己肯定感、規範意識、社会性など
を身につけ、多様な人とつながることのできる豊かな心を育むとともに、生涯にわたって
たくましく生きるための健やかな体の育成を目指します。

2. 確かな学力の育成

自ら学び、考え、行動する力を身に付け、多様で変化の激しい社会を生き抜く確かな学
力の育成を目指し、草津市独自の学力向上策に取り組めます。また、学校では、各校の学
力向上策を踏まえた取組に加え、ICT機器の効果的活用や検定事業、英語教育や読書活
動等を推進し、子どもが主体となって、周囲と協働し学びを深める取組を推進します。ま
た、家庭学習習慣の定着や学び方を身に付けるための支援等を通して、新しい時代を生き
ていくために必要となる基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

基本方向 2. 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。

学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。子どもが安心して学校生活を過ごすための教育環境と指導・支援体制の充実を図ることは、子どもの生きる力を育成することにつながります。また、地域や家庭から信頼される学校づくりを進め、地域・家庭との連携を強化することは、社会全体での教育の推進にもつながります。本市の教育施策を推し進めるうえで非常に重要となる学校の教育力の向上に今後も一層努めていきます。

3. 教職員の指導力の向上

教職員の研修プログラムや研究活動の充実に取り組み、よりよい授業が行えるよう教職員の指導力の向上を目指します。また、そのために必要となる時間の確保と有効な活用ができるよう、教職員の健康管理や働き方改革に取り組み、職場環境の改善も目指していきます。

4. 学校経営の充実

特色ある教育課程の実施や、地域の活力を生かした取組を推進することで、学校経営の充実を目指します。また、様々な教育課題に対応していくために、教職員の指導体制や学校を支援する体制の充実を図ります。

5. 教育環境の充実

安全・安心な学校環境を確保するため、老朽校舎の改修や非構造部材の耐震化等の施設整備を進めるとともに、学習教材等の充実を進めることで、教育力向上につながる環境整備の充実を目指します。

基本方向 3. 社会全体で学びを進める

施策の基本方向の第三は、「社会全体で学びを進める」です。

家庭環境の多様化やコミュニティが希薄化する中、子どもが豊かな社会性を身に付けるために、また、子どもと大人が共に学んでいくためにも、家庭や地域での教育力の向上が求められています。また、人生100年時代においてすべての人が豊かに生きていくために、地域での学習やスポーツ活動を通して、生涯にわたって学び、活躍し続けられるまちを目指します。

6. 家庭・地域での学びの充実

子どもを育てる基礎となる家庭での教育について、保護者に対する情報提供や学習機会を充実させるなどの取組を進めます。また、地域協働合校の推進などにより、地域の大人が子どもの学びを支えるとともに、大人にとってもやりがいのある交流の機会となるようにします。

7. 生涯学習・スポーツの充実

誰もが、生涯にわたって、いつでも、どこでも学び、子どもの教育や地域の活動において、成果を生かすことができるような生涯学習機会の充実を図ります。また、スポーツを身近に感じ、楽しめるよう生涯スポーツや競技スポーツに関する取組の充実を目指すとともに、※令和7（2025）年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を推進します。

※計画時から変更 令和6（2024）年開催予定→令和7（2025）年開催予定

基本方向 4. 歴史と文化を守り育てる

施策の基本方向の第四は、「歴史と文化を守り育てる」です。

本市の歴史は古く、数多くの貴重な文化財を含む歴史文化が現在に受け継がれています。地域に息づく歴史文化の価値や魅力をより広く、わかりやすく伝え、地域の暮らしと一体的な資産として保存・活用するとともに、誰もが文化・芸術活動に親しむことで、感性や創造性を育み、豊かに暮らしていくことができるまちを目指します。

8. 文化・芸術の振興

文化・芸術活動の支援と各種事業の充実や、担い手の育成支援を通して、誰もが文化に触れることができる機会の充実を目指します。また、文化の力によって都市の魅力を高めることを目指します。

9. 文化財の保存と活用

本市の歴史文化の特徴を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、市民が地域の歴史に触れる機会づくりに努め、地域主体による保存・活用の機運の向上や歴史文化を活用した草津らしいまちづくりを目指します。

第3期教育振興基本計画施策体系図



